

小児慢性特定疾病指定医の指定申請手続きのお知らせ

小児慢性特定疾病医療費助成制度において、指定医は小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）の作成、国が講ずる小児慢性特定疾病に関する情報収集の施策に対し、情報の提供を行うこととなります。

小児慢性特定疾病児童が医療費助成の申請を行う際に必要な診断書（医療意見書）の作成は、和歌山県知事（勤務先所在地の自治体の長）から「指定医」の指定を受けた指定医のみが可能です。

指定医が不足すると、医療費助成の申請に必要な診断書を作成できる指定医が近隣におらず、患者は遠方にまで行かなくてはならないことが予想されます。そのような状況にならないよう、できるだけ多くの医師に指定医になっていただく必要がありますので、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

【指定医の要件】

以下①、②のいずれかを満たしている場合

- ① 診断又は治療に5年以上従事した経験（小児慢性特定疾病に対する診断や治療に限らず、臨床研修期間も含む。）があり、申請時において、関係学会（別表1参照）の専門医の認定を受けていること。
- ② 診断又は治療に5年以上従事した経験（小児慢性特定疾病に対する診断や治療に限らず、臨床研修期間も含む。）があり、指定医育成研修会（制度や指定医の実務、疾病等に関するもの）を修了していること。

【申請方法】

- ① 申請書に以下の事項を記入してください。
 - ・医師の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別
 - ・医籍登録番号、医籍登録年月日
 - ・専門医資格を有している場合は、専門医の名称、専門医の認定機関、専門医の有効期間
 - ・主たる勤務先の医療機関
 - ・和歌山県内の医療機関で主たる勤務先以外に勤務することのある医療機関（申請書の裏面に記載）

（裏面に続きます）

② 添付書類

- ・ 経歴書（別紙 1）
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（専門医資格を有している場合）
- ・ 研修修了証（小児慢性特定疾病指定医育成研修会を受講した場合）

③ 申請書その他必要書類を下記の宛先まで郵送してください。

（指定難病の指定を申請される場合は、一緒に送付してください。）

〔送付先〕 〒 6 4 0 - 8 5 8 5

和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県庁健康推進課 宛

④ 指定医として指定された場合は、後日、指定通知を送付します。

※申請書等の必要様式については、和歌山県ホームページの「組織から探す>健康推進課
>母子保健班>小児慢性特定疾病の指定医及び指定医療機関の指定申請手続きについて」
に掲載しています。

【問い合わせ先】

和歌山県庁健康推進課（担当：母子保健班）

TEL：073-441-2642